

第6次菰野町総合計画 第1期行政実施計画（イメージ）

資料3

2-1-1 子育て

※ 写真はサンプルです。



子育て、子育てをみんなで支える環境づくり

● 施策の方向 ●

① 子どもの育ちを支える地域社会をつくります

- ・地域の育成力を高めるため、地域全体で子どもを見守り育む意識の啓発を図るとともに、地域の子育て経験者や子育てに意欲のある住民の自主的な活動を支援し、世代間の交流を促進します。
- ・子どもたちが放課後や休日に地域で安心して集まり、遊びや自主的な活動ができるよう屋内外における安全安心な居場所づくりを行います。
- ・子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度の普及、啓発を図るとともに、ハローワークと連携し、子育て中の親等の再就職支援のための情報提供を進めます。
- ・男性も女性もともに子育てに関わっていけるように啓発を図ります。

② 相談、支援と情報提供の充実を図ります

- ・各種子育て支援施策等の充実を進めるとともに、子育て世代が必要とする情報を知ることが出来、多くの方に利用されるよう情報提供を行います。
- ・子育て支援を充実させるため、拠点施設である子育て支援センターけやき・北部子育て支援センターの機能充実を推進するとともに、より地域に根ざした支援活動に取り組めるよう各地区の保育園、幼保園に出張して相談、支援活動を行います。
- ・社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれがちな一人親家庭に対し、子どもの養育問題や経済的な不安を解消するため、相談や指導、経済的自立のための支援を行います。

● 具体的な取り組み ●

子育て地域支援事業（①②）

地域の子育て支援の一環として、各地区で保護者が主体となった子育てネットワークの充実を図る活動を支援します。

ファミリーサポートセンター事業（①②）

保護者が育児できない場合に子どもを有償で預かる会員相互の支え合い組織の運営を行います。

※ この資料は紙面イメージのため、「具体的な取り組み」は第5次菰野町総合計画に基づく事業を例として掲載しています。（「施策の方向」は第6次菰野町総合計画で予定しているものです。）



③ 保育サービスの充実を図ります

- ・保護者の希望に見合った保育事業を提供するため、保育所保育指針等を踏まえ児童の実態に即した保育の質の向上を進めるとともに、幼保一体のメリットを活かしながら人員配置を行い、保護者の就労状況に応じたきめ細かな保育事業の充実に努めます。
- ・特別保育等に対応するため、保育園の環境整備を推進します。
- ・共働き家庭の児童が増加しているため、放課後を安全安心に過ごせるよう、すべての小学校区での学童クラブの運営を支援し、放課後児童健全育成事業を図ります。

④ 母子保健の充実を図ります

- ・安全で安心して妊娠、出産、育児ができるよう医療機関との連携により、周産期からの親子支援を行うとともに、家族の心身の健康や子どもの健やかな発育、発達を支えるため、妊娠期から乳幼児期、就学期までの切れ目ない母子保健事業の提供を行うため子育て世代包括支援センターの開設と産前産後の支援を充実します。母子保健の最新情報の把握や職員の研修も充実し、母子保健の質の向上に努めます。
- ・子どもの発達段階に応じた体系的な食育を推進するため、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、保健、教育など様々な分野との連携を図ります。

⑤ 要支援、要保護児童に対する取り組みを推進します

- ・子どもの人権が保護、尊重されるよう啓発活動に努めます。
- ・地域全体で児童虐待などの未然防止と早期発見、対応に取り組む体制づくりを進めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会とともに、児童相談所など関係機関の連携強化を図ります。
- ・支援が必要である子どもとその保護者や子どもの成長に不安を抱える保護者などが安心して地域で生活できるよう、きめ細かな相談事業や療育事業等を実施するとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携による途切れのない一貫した支援体制づくりを進めます。

特別保育事業（③）

病気の回復期にある子どもを一時的に預かる取組や、保育時間の延長を行うことで保護者の子育てと就労の両立を支援します。

放課後児童クラブ支援事業（③）

就労家庭の児童が放課後に健全な環境のなかで過ごせるような居場所となる学童クラブの運営を支援します。

認定こども園施設整備補助事業（③）

町内の認可外保育施設（森の風ようちえん）が保育所型認定こども園を建設することに対して補助金を交付します。

子育て世代包括支援センター事業（④）

保健師、利用者支援専門員の配置により、子育て世代の各種相談、情報提供、保健指導を行い、支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期における総合的相談支援を提供します。

途切れのない支援事業（⑤）

支援を必要とする子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう相談事業や療育事業等を実施し、乳幼児期から専門職を通して途切れのない支援を行います。

要保護児童対策事業（⑤）

要保護児童対策地域協議会の効果的な運用とネットワークの活用を通じて親の育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行います。

